



こだわり抜いて 下妻の甘熟梨

甘熟梨の収穫(大木地区)

悪質な訪問買取に



ご注意ください



「不用品を買い取る」「いらない服や靴はないか」という電話の後に自宅に訪問し、
売るつもりがない貴金属などを強引に買い取っていく悪質な事例を紹介します。

事例 1

「いらない靴や衣類などはないか」と電話があった。靴を整理しようと思っていたので来てもらうことにした。自宅に来た事業者は、用意しておいた靴類をほとんど見ずにひとまとめにして、「それより貴金属はないか」としつこく言ってきた。早く帰ってもらいたかったので、仕方なくネックレスを出したところ、2,000円を置いて行った。



事例 2

「買い取り業者だが、何か売るものはないか。壊れた家電でもいい」と電話があった。「壊れた掃除機と自転車がある」と伝えると、「それでもいい」と言われた。事業者が自宅に来たので、掃除機と自転車を見せると、「これは買い取れない。貴金属などはないか」と言いだした。話が違ふと思ったが、使っていないカメラとレンズがあったので見せた。1,300円と言われ、安いと感じたが売ることにしてしまった。いろいろと情報を集めてみると、あまりにも安すぎるのがわかったので、売るのをやめたい。

アドバイス

- ◇買い取り業者が消費者宅などを訪れ、品物を買取る契約を「訪問購入」といいます。
- ◇事前連絡をせずに突然訪問して買い取りの勧誘をすることは禁止されています。突然訪問してきた買い取り業者を安易に家にいれないように注意してください。
- ◇買い取りを希望した品物以外を売るつもりがなければ、きっぱりと断りましょう。勧誘時の説明とは別の品物の売却を求めることは禁止されています。
- ◇買い取り業者の連絡先や取引内容、クーリング・オフ制度について記載された書面を必ずもらってください。書面を渡さない事業者とは、契約しないようにしましょう。
- ◇契約後、きちんとした書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフ（無条件解約）ができます。また、クーリング・オフ期間内は売却品を引き渡さなくてもよいとされています。取引内容を冷静に考えてから品物を渡すこともできます。



問い合わせ先 下妻市消費生活センター ☎44-8632 FAX44-9370

※消費者トラブルに関する相談について、解決のお手伝いをします。相談は無料です。